

# ○一関工業高等専門学校事務情報化推進委員会規則

## (設置)

第1条 一関工業高等専門学校の事務の情報化（以下「事務情報化」という。）を推進するため、  
一 関工業高等専門学校事務情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事務情報化推進計画の策定及び実施に関すること
- 二 事務情報化推進のための基盤整備に関すること
- 三 事務情報化の知識及び技術の普及に関すること
- 四 事務情報化に係るセキュリティーに関すること
- 五 学内に設置されている情報に関する委員会等との連絡調整に関すること
- 六 その他事務情報化に関すること

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務部長
- 二 各課長
- 三 各課長補佐
- 四 総務課企画・情報係長
- 五 学生課教務係長

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

## (会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集しその議長となる。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

## (専門部会)

第7条 委員会に、第2条各号に定める事項のうち、専門的事項について調査、検討するためには必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が委嘱する。

## (事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

## (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務情報化に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。